

令和元年度 第1回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 令和元年7月16日(火) : 午後2時～午後3時40分
会 場 練馬区役所本庁舎20階 交流会場
出席者 委員30名(うち代理出席3名) 欠席委員6名
幹事1名 書記1名 事務局4名
公開の可否 可
傍聴者 …0名

1 開会 青少年課長

2 委嘱状交付 青少年課長
新委員(区職員を除く)へ委嘱状を机上交付した。

3 教育長挨拶

皆様、こんにちは。教育長の河口でございます。

令和元年度第1回の青少年問題協議会に、雨模様の中、ご参集いただきまして本当にありがとうございます。

この青少年問題協議会の会長は、区長でございますので、本来であれば区長がご挨拶申し上げるべきところ、ほかに公務が重なっており、恐縮ですが私からご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日ごろから練馬の子どもたちのために、さまざまなお立場でお力添えをいただいております。この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この協議会ですが、青少年の健全育成にかかわる関係機関が一堂に会して青少年を取り巻く諸問題について、総合的に対処するために区における青少年の健全育成の方針を示していただくという、そういう場でございます。

青少年とかかわるそれぞれのお立場から、日ごろ感じておられるご意見をお出しいただき、また、さまざまな課題を関係者の皆様で共有し理解を深めていただきたいと思います。ありがとうございます。

練馬区の非行少年の数については、また後ほど話があるかもしれませんが、刑法犯で平成30年度は142件でした。29年度の前年度から35件減少しました。最近5年間だけでも毎年減少している状況でございます。

これも、本日もご出席の皆様をはじめ、青少年健全育成にかかわる多くの方々が、それぞれの役割に基づいて、ご尽力いただいているその成果のあらわれではないかと思っております。

令和の子どもたちが、学校の内外を問わず安全で安心な環境のもとで、健やかに育っていくために、今後とも幅広いご協力をいただきますようお願い申し上げまして、協議会開始に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

4 委員（および事務局職員）の紹介

5 議題

（議長）

それでは、議題に入ります。皆さんよろしくお願い致します。

本日の会議次第に沿って進めていきます。

議題の審議に入りたいと思います。

令和2年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料2-1、2-2、2-3、3により説明

（議長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局から趣旨説明およびアンケート結果の説明がありました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（議長）

それでは、特になければ次にいきます。

ここで、令和2年度の育成活動方針（案）の策定に当たりまして、ご意見をいただきます。

令和元年度青少年育成活動方針をご覧になって気になる点や、青少年健全育成という観点から、参考となるご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ご覧いただいて、資料3のアンケートの結果等も含めまして、良い点、修正をした方がいいというご感想を、委員の皆さん方からお願いしたいと思います。

どうぞ。

（委員）

先ほど資料をいただいたばかりなので、ざっと目を通して確認しておおむね私は、納得したなという感じで受けとめました。

1ページ目の2と3です。

青少年には、青少年の社会参加の機会を増やそうということで、「子どもは、体験から多くのことを学び取ります。地域でのさまざまな経験を通して、学ぶこと、働くことの意義や楽しさを実感し」ということなのですけれども、地域社会と、子どもという部分ですが、そのためにもお父さん、お母さんが地域に関わってもらおう。

そうすると、地域でお母さん、お父さんが参加することというのは、つまり地域を構成する土台である町会連合会に加入していただけないかとは私は思っています。

練馬区では、前回申し上げたとおり練馬区町会連合会を構成する数としては250以上の町会があるのですけれども、平均して加入率は4割を割っております。

いわゆる高齢化と相まって、担い手がなくなっているという状況が現実にはございます。

そこで、若い人たちに加入していただきたいのですけれども、加入パンフレットとか、色々なことに、全体的にご協力いただいております、今年も加入促進活動をしております。

しかし、若い方々に伺いますと「利益は何か」というのが出て、町会に入って何かメリットがあるのかという回答が速攻返ってくるのです。

そうすると、町会があることのメリットというものは、具体的に各家庭のことが重要だと、理解していただくことが必要だと、そうすると、こういうことが役に立つと思えますけれども、ぜひ、今日おられるメンバーの中に、小中学校、PTA会長さんもいらっしゃいますので、PTA会長さんから各PTAに帰って、そういうことをご提示いただいて、ご検討いただいて、町会に加入する意義というものをご理解いただけるようにご配慮していただけるとありがたいと思います。

それから、2番目なのですけれども、「学ぶこと、働くことの意義や楽しさを」と、働くことが入っているという、私は初めて見たなということ。働くこと。そういうことは非常にいいと思うのです。

なぜかという、今40代、50代で犯罪を起こして、地域問題として世間を騒がせている。調べてみますと、新聞とかテレビ報道でもほとんど働いていないのです。無職か、もともとは無職。無職だと収入もないから、つい悪の道に走るということになっていくと。

たしかに、この人たちは40、50になるのですけれども、大変なときに、バブルがはじけてまして就職難がございましたけれども、今日はあれから時間も過ぎている。

そうすると、本人が働く意欲があるが、それなのに無職で犯罪を起こしているということは、働く習慣がついていない、つまり学校時代で、家庭の手伝いなり、社会参加して働くことを教えなかった、私たちの世代、私は86です。そうすると、塾へ行って勉強はさせるが働くことをしなかったのではないかなと、私は、今、痛烈に反省しているのです。

ですから、そういうのを含めて、町会に入ってください、色々な経験のある大人から、子どもたちが、それこそ健全育成に役立つような体験を通して学んでいくのではないかと、こんなふうに考えています。

少し長くなりましたけれども、以上です。

(議長)

ただいま、町会加入、特に若い方たちへの町会への参加と、また若い力、働くことの大切さをご意見いただきました。

これに関連して、それぞれ、学校のPTAの会長さん方のご意見をお伺いしたいということですが、ご意見があれば一つ。

(委員)

今お話にあったように、私は自分が元から町会委員であったので、関わらせていただく中で、町会長の方から加入率が低くて困る、特に小学校に通っている保護者さんとかの世代、若い世代が入らなくて困っているということでお話がありまして、私の場合は、試験的に町会のイベントにPTAの保護者の方が参加できるようなお祭りを秋に企画してやってみるつもりです。

そういう形で、PTAの方からということ、なかなか直接的に町会の勧誘というか、そういう形ではできないので、ただ、PTA、小学校にとって、とても地域の方は大切であるということを訴えていくことは常々お話させていただいております。

そういうコツコツとした努力が必要であるのと、あともう一つは、町会は何をやっているかというのが、いま一つわかっていない保護者さんも多いというのは実感であります。

町会に入っても、失礼ですが、年齢の高い方がたくさんいて、自分の出る幕がないとか、そういう形で消極的になってしまう、1回参加されてもそういうことが多いので、入り口までは私の方もお手伝いさせていただこうかなということ、またそういうことを色々な会長さんに訴えていこうと考えております。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

(委員)

よろしく願いいたします。

今お話がありました働くことの意味の大切さということ、私も常々痛感しているところでございます。

勉強さえすればいいという今までの教育方針というか、全体の雰囲気があったと思われるのですが、これから働くこと、教育自体が社会に出て働くための準備期間だと思いますので、その辺をもっと力を入れてやっていけばいいのかなと思っております。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

ご意見をいただきました。

では、どうぞお願いいたします。

(委員)

まずもって、練馬区には常日頃から様々な機会を通じて御支援を賜っておりますことに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

先程、ご説明いただきました練馬区青少年育成活動方針の基本的な考え方について、異論はございません。

特に、重点事項1の「心のかよう明るい家庭づくりを進めよう」につきましては、大変重要な事項であると少年鑑別所の実務を通じても痛感しているところです。

この重点事項1と関係して、資料の19ページですが、練馬区の児童虐待の件数についてご報告がなされ、平成26年から平成29年にかけて減少していることが示されています。減少傾向にあることは誠に喜ばしいことであり、全国では児童相談所への相談件数が15万件を超えたとの報道もなされておりますが、練馬区で児童虐待件数が減少している要因、あるいはその効果をもたらしている施策等についてご教示いただき、情報共有することができれば、他の関係機関等での取組にも大いに参考になると考えます。よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

ただいま、虐待の件数といいますか、相談件数が減っているということについて、事務局の方から、もしご返答いただければ。

(事務局)

この間、子ども家庭支援センターと各関係機関で連携を密にしてございますので、そういった面では、関係機関間のやりとり、情報共有を強めてございます。

また、児童相談センターの方でも関係を強めてございますので、そういった意味で、直接的な子ども家庭支援センターへの相談件数というのは減ってきているというような話だったと記憶しています。

(委員)

補足をさせていただきますけれども、ご承知のとおり虐待の第一義的な所管でありますのは東京都の児童相談センター、児童相談所でありまして、恐らく東京都の児童相談所に対する児童虐待の件数はかなり増えている、相談も増えているはずであります。

そういう意味では、都と区の役割分担の中で、区としては虐待そのものよりも、それ以外のさまざまな子育てに関する内容のことですとか、そういうものが区の方に寄せられているのかなというふうに思っています。

残念ながら、都と区を合わせても虐待の相談件数というのはトータルでは恐らく増えているし、ここでは29年度までしかないですけれども、30年度はかなり増えたというふうに私も承知しておりますので、30年度の結果が出れば、また違った形で出てくるかなというふうに思っています。

(議長)

それでは、ほかにご意見は。

どうぞ。

(委員)

こちらの青少年育成活動方針のパンフレットに関して、初めて見させていただいたときに、とても素晴らしい内容で、見やすく、とてもわかりやすく、素晴らしいなと思っていたのですが、今、アンケートの方を見ると、小学校が特に、児童に渡している学校がとても多いように感じるのですが、これは私自身も見て思ったことですが、ぜひ親御さんに見て、内容をじっくり読んでいただきたいなというのがあるのですが、小学校も1年生から6年生で、配布物も大変多い時期に恐らくいただくことになるので、もう少し保護者さんということで、応対というものはできないものかなと思うのですが。

例えばメールで、こういうのが行きますよと発信したりとか、そういうことがないのかなということも思ったのですが、いかがでしょうか。

(議長)

それでは、事務局で、発信の方法ですかね。

(事務局)

資料3のところで、アンケート結果についてなのですが、今お話しいただきましたとおり、児童・生徒を通して保護者の方に配付しているといったような状況も見受けられます。

また、学校によってはセーフティ教室だとか、情報モラル講習会等のそういった期間といますか、保護者への啓発が多いような期間に合わせて一緒にこちらを活用して配付をいただいている学校等もあるようです。

今のお話は、ツイッターとか、そういったものを使いながらの啓発といますか、活用方法の周知というふうにも思ったのですが、そういったような部分での。

(委員)

特にそういう媒体はあれなのですけれども、もう少し保護者さんに直接お訴えできる機会がないのかなということも思ったものですから。

例えば、小P連という一つの組織もあるので、会長さんたちに、こういうものが出るのだよということを、例えば訴えることをもう少しやったりできればなと思ったので、ということです。

(事務局)

ありがとうございます。

そちらについては、また検討をしていきたいと思えます。

(議長)

どうぞ。

(委員)

青少年育成活動方針の基本的な考え方のところなのですが、3ページですが、重点目標4のところ「家庭・学校・地域」と先ほどから地域の大切さが言われています。

まさに、そのとおりだと思うのですが、連携を深める、なかなか都市化によって地域が崩壊している中で非常に難しいと思うのですが、そこをぜひ頑張ってやっていかなくてはいけないのではないかと、やっていただきたいです。

その重点目標4の(2)のところ、「生きる力」とあるのです。

前回、教育長さんが、読解力が最近の高校生は非常に落ちている、都は危機感を持ってそれに対応するという検討会を設けてやっている、結論は出ていると思いますけれども、そのときのお話ですと、学力は、練馬区は全国、東京都を上回っている、これは非常に喜ばしいことです。

学力というのは知識や情報である、学問というのは要するに記憶でもなければ暗記でもないわけなのです。もちろん知識は必要なのですが、それをどう生かすか、どう使うかということができなければ何の意味もない、何の役にも立たないというのが、今までの状況だと思うのです。

新しく、今度、小学校では学習指導要領が来年度から2020年、それから中学の方は2021年度から実施される。その準備に大変だと思うのですが、この「生きる力」、今はアクティブラーニングというのですか、盛んに横文字で、私は余り好きではないのですが、自ら考えて授業を受ける、そういう体制を組んでいく、組みたいということで国の方からきているわけです。それによってどうするのかということ、集団行動とか、それからグループワーク、ディベートがあるわけですが、小学校1、2年は無理でしょう。中学生になればできると思うのです。

ただ、教える方がそういう知識を持っているのか、あと、この間、某都立高等学校の授業、50分間を聞いてきました。

今、大学院に行っているのです、その参考ということで現代文を聞いたのですが、部屋にいる学生数は40人なのです。私は、座ってくださいと言われたのですが、座るところがないのです。

たまたま、一人休みだったので、そこで先生のお話を聞いたのですが、あれではディベートもできないし、集団討論もできない。体育館に行けばそれはできるかもしれないですが、それは相当、先生の負担になる。

新学習指導要領に向けて、これから教育が大きく変わってくるという中であって、2017年度文部科学省の資料によりますと、今の小学校5年生の標準授業時間は908時間。ところが4分の1の学校は1,051時間。上回っているのです。

相当な過密な授業だと思うのですが、その908時間どおりやっているのは6.2%に過ぎない。

今、叫ばれているとおり、先生方の長時間勤務が非常に問題になっていますけれども、あと、生徒の時間数増に対するストレス、そういう中でアクティブラーニングをどう始め

るのか、練馬区はどのような準備をしているのか。来年から始まるわけですから、小学校は、だから、「生きる力」と書いていますけれども、役立たないことを我々などは確かにそういう時代でしたから、知識を増やせということでやってきましたけれども、それは昭和30年代40年代の話なので、これからそういう方向に向かってやっている、杉並区はやっているのです。個人評価、5段階で。

平均点が幾つとか、誰が何点取ったとか、もちろんそれを把握しているのは当たり前ですけれども、クラスの間がどの程度まで到達しているか、一人一人の統計学を、特定される技法を用いてやっている。だから、1人も脱落させないということを隣の区はやっているのです。これは、独自にやっていると思うのです。日本でも珍しいかもしれません。

ですから、練馬区さんは区の人口が73万で、島根、高知、鳥取をしのぐ人口を抱えているわけです。舵取りは確かに大変だと思うのですが、やはり教育に大きな力を注がないと今後大変なことになるのではないかなということで、今、練馬区さんの現状、教育の大改革に向けての現状をお聞きしたいと思います。

(委員)

今のご質問は、青少年問題協議会としてどう答えていいのかわかりませんが、教育のあり方という面からお答えします。

教育に関してはさまざまな見方があるだろうし、またその成果をどういうふうに評価するかということも、これも人によってかなり違うし、なかなか難しい側面がありますから、一概にこうだという形で私自身も申し上げる自信は、正直いってないのですけれども、ただ、今おっしゃった、例えば「生きる力」というものをどうやって育てていくか、これは学力だけではなくて、体力の問題もそうだし、まずは心の問題ですね。

いわば豊かな心をどうやって育てていくのか、三つが一つになって初めて「生きる力」というものが出てくるわけなので、一つの教科、例えば算数とか、理科とか、社会とか、国語とか、英語とか、一つ一つの教科で学問を教えると同時に、その教科の授業の中で、さまざまな工夫をしていかないと、子どもたちの「生きる力」を伸ばすということにはつながらないと思っています。

ですから、アクティブラーニングという言葉もいただきましたけれども、新しい学習指導要領の実践に向けて、各学校でも試行を重ねながら現在やっているところです。

特に私たちが経験した学校授業のイメージというのは、先生が板書して、それを子どもたちが大勢で読んで、そして覚えて、ノートしてという、そういうような授業が一般的だったわけです。今、私も授業参観をよくしますけれども、そういう授業はだんだん少なくなっています。

知識をしっかりと与えるということも、とりわけ小学校などでは必要ですから、それは当然やるのですけれども、それと同時に、子どもたちはグループをつくって、一つの課題について、みんなで考えて、お互いに話し合っ、それを発表して、ほかのグループの意見を聞いて、自分たちがどう、それに対して考えるのかということをやとりつつ、そういうプロセスを重視する授業の形態にだんだんなっていると思っております。

今おっしゃったような「生きる力」に結びつくような自分で主体的に物事を考えていく、そして人の意見というものがあるということをも前提として、それにどうやって折り合いをつけていくのかということを考える、そういう力を一つ一つ付けていく、そういう授業をそれぞれの教科の中で展開をしていくということが大事なのではないかと私は思っています、実際練馬区の各学校でも、その実践を今、行い、来るべき新しい学習指導要領に向けて、今試行を重ねている段階と思っています。

この成果が果たしてどういうふうにあらわれるかという、またその成果をどう評価するかという問題は、これは正直言ってなかなか難しい問題でありまして、教育の現場でよく評価ということと言われるわけですが、これは、ただ評価を「こうだからよかった」とか、「これだからだめだった」とかいうことは、なかなか言い得ないのですけれども、ただそうは言っても、何らかの形で授業の評価、子どもたちの学習の評価、あるいはこの「生きる力」はどうやってついたのかということの評価ということについては、やっぱり教員全体が考えて、その後も一定の目標値をつくって、その目標に向かって行くということも大事なことだろうなと思っています。教育委員会としても十分に考えて、正しい評価のあり方というものについても、研究をしていきたいと思っています。

いずれにしても、知徳体とよく言いますが、知徳体のバランスを取りながら、子どもたちが成長していくその支えに私たちがなるように努力をしているというのが現状でありまして、批判は色々あるでしょうし、また、個々の考え方の違いによって、その見方によって、色々な側面が教育の場合にはありますので、見方はあろうかと思えますけれども、現状では私どもとしては、そういう基本的な考え方で教育の展開をしていく、またこれからもしていきたいと思っています。

(議長)

この活動方針と基本的な面では共通するかと思いますが、もう一度、この今回の活動方針の令和元年度の参考にしていただいて、令和2年度の活動方針のご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

幾つか、お話をさせていただければと思います。

資料2-2をいただきました。

私の子どもとか、あと保護者、もらって帰ってきた分で、私も実際に子どもが持って帰ってきて、話した部分がございます。

その中で、周りの方からもお話があったのですが、この表紙から2ページ目までが結構大きな文字で書いてあるのですが、この3ページ、4ページ目、特に3ページ目、区の色々な学校応援団だったりとか、ねりっこクラブとか、そのような活動の内容が随分浅いよねという話を伺ったのですが、この冊子のもう少し複数ページ、保存版と書いてあるわけですから、もう少し充実したものに何かできないのかなというのを感じたのですが、これは区の方としてはどのように考えているのでしょうか。

(議長)

ただいま、この活動方針案の、もう少し3ページの内容を増やした方がというご意見ですか。

(委員)

そうですね。もう少し増やした方がいいのと、こういうことがあってと、もう少し詳しく書いていただいた方が利用しやすいのではないかと。結局、保存版で保存するわけですから、各青少年育成地区委員会の活動だったりとか、青少年委員会での活動をもう少しこの冊子でこういうことをやっていますみたいなものを拡充したらどうなのかと、やはりモデルとか各委員会さんとか、活動がちょっとわからないというところも言われるものですから、今の親御さんは、やはり先ほどもありましたようにSNS等を活用して、調べる能力には長けているのですけれども、その、活用するには調べるようにしてありますけれども、情報量が少ないのかなというのが正直思いました。

この4ページ目に書いてありますけれども、どうしてもパッと見ると、数字が多くて見づらいなのというのが正直に思います。ページが増やせるようであれば、もう少しイラストを入れるとか、もう少し工夫してもいいのかなと。どうしてもぎゅっと詰め込んでいる感が否めないのかな、3ページと4ページで思いました。

そのほかに、資料3でいただきましたアンケートの結果報告なのですけれども、なかなか保護者会とかでも限られた時間で、紹介する形なのか、ただ配付したのか、そういう形でなかなか資料まで結びつかない資料なのかなと思っております。

これにつきましても、学校ではかの資料等で資料の下にするのか、もしくはこの資料等でまた活用していくのか、こういった報告などはありますでしょうか。

他校での有効な活用例などがあれば、お知らせいただきたいなと思います。

これを活用しているようなところというのは、あればまた伺いたいと思います。

(事務局)

ご意見をいただきましてありがとうございました。

この冊子をもっとページを増やすべきだという議論は昔からありましたが、実は情報をどこまで載せるかというのは、実は大変難しいのです。

10ページにすれば、多分10ページ分の情報量が入ると思いますが、果たしてそれをちゃんと読んで頂けるのだろうかという、多くの方々に。

とにかく、これは、今まであまり興味がない人でも、とにかく何だろうと思って全体を見渡してくれるようなものにしようと、確かにページ数に限りがあるから言い足りないところだとか、ごちゃごちゃするところがあるかもしれないけれども、もし目がとまったら、ここはもうちょっと調べようというときには、恐らく今、おっしゃっていただいたように、インターネットで調べてくれるだろうし、そういうような思いもあって、ここはきっかけ作りをすることにとどめた方が、全体を見渡してくれるのではなかろうかとい

う、そういう思いでこのページ数はずっと守ってきました。

でも、例えば最後の4ページの電話のところなどは、前はこれほどいっぱいは無かったです。

ここのところに来て、この相談もある、あの相談もある、これもある、あれもある、それはやっぱりあまりにも専門的な相談なものですから1か所で全部受けるというわけにはいかないものですから、それぞれに電話番号はついて回る。

そうすると、これだけの量を書かざるを得なくなってしまうというのが実態です。

ですから、長いことこの冊子の全体のページ数はこのような形できたのですけれども、もうそろそろ限界ではないか、もうそろそろ、もう1ページなり2ページなり増やすべきではなかろうかというような意見が、皆様方の合意がもしなされるのであれば、これは、あとは予算の関係があるからそれは別として、それは多分、議員の皆様方が通してくださるでしょうから安心して、その辺のところは少し考えなければいけない。

そして、また先ほど申しましたように、この案件は今日色々な意見をいただいたものを踏まえて、青少年対策連絡会の方に諮問するわけなので、そういうときにこういう意見が出ましたということも付して諮問させていただければなど、皆様方がご了解いただけるのであればそのような形も考えられるかなというふうに思っています。

それから、活用のあり方です。

これは、先ほども実は活用の仕方について話ございました。

正直申し上げて、こういう冊子として配るということは、今この時代にあって、果たして妥当なのかどうなのかという問題も含めて、もっとインターネットを活用した方がいいのではないかと問題も含めて、実は大いに議論の余地があるところだろうと思います。

せっかく大方の皆様方が「これはいいよ、なかなか内容は」とおっしゃってくださっているのですけれども、それも区民の皆様方の目に触れなければ何もならないわけでありまして、そういう意味では、今も配付する場所が書いてあったと思いますが、あれでいいのかどうか、また活用する方法として、この程度の活用の仕方でもいいのかどうかということについては、やっぱり我々の事務局としても、考えていかなければならない大きな課題と思って、今、頂いたご意見についても十分受けとめさせていただければと思っております。

(議長)

それでは。

(委員)

すぐに終わります。

私、実は青少年対策連絡会のメンバーでもあります。

会議に会議を重ねて3ページ、4ページを作ってきました。

それで、この字を大きくする、あと電話番号についても見やすくするという意見がありましたけれども、そうすると全部変えさせていただくことになります。

私たちはマックスでこれだけをつくってききましたので、どうぞご理解ください。
よろしく願いいたします。

(委員)

ついでにいいですか。

私もずっとこの委員をやっているのですけれども、ここ何年か、この形がすごく続いたというのは、多分毎年配られていた、もらう方の子どもさんとか親御さんも、何かこれは去年も見たかなという感じの意識があるのではないかなと思うので、今こういう議論があったので、できれば少しは変えてみるといいかなと私は思っています。

(議長)

委員の、変えたらいいというご意見ですが、委員はどのように変えたらいいと思いますか。

(委員)

難しいことを聞かれてしまいましたけれども、本当にすごく手間をかけてすごくよくなったのですよね、ここ10年間ぐらいかけて、すごく議論しました。

あと、先ほど他の委員が言われたように、3ページ目は本当に、私も子どもがジュニアリーダーをしていまして、青少年委員の方の活動とか色々知っているのも、もっとそこら辺をPRしたら子どもたちの健全育成に一番繋がると思うのです。

だから、そこをやっぱり密集しているのかなという感じがしますので、やっぱり少しちよっと目先を変えてもいいのかなという感じで思っています。

(議長)

ほかに。

(委員)

確かに何年か経験していると見落としているかもしれないのですけれども、私は先ほど他の委員の「生きる力」、非常に重要だと思って、ですからこの中で資料2か3-2かわからないけれども、何事にも進んで積極的に調整して、それで具体的な行動を起こそうと取れるような文言を挿入する動きになっているかと。

子どもの主体性というのはすごく大切なのであって、品行方正、学術優秀であっても役に立つかと、私は、言葉が悪いけれども役に立たないと、新しいことに挑戦して即答する力を入れないと世界間でこれから生きていけない。

企業は、そういう学術優秀で品行方正を取ろうと思っていませんから。

そうすると、何事にも積極的に挑戦する能力、それをどこで育てていくかということが、これからの重要な問題と思います。

ですから、例えば3番目に健全で安全な社会環境をつくりましょうということなのです。

健全というのは、どのようなことを健全かということなのです。

例えば、わかりやすく言うと、人間は無菌状態で育ったら健全かということ、そんなことはない。何でかということ、調査して、陰性だとBCGを打つのですね。それはやがて抵抗力がないと死に至るということを、危険だということを知っているから打つのです。

そうすると、例えがいいかもわかりませんが、子どもの健全育成の健全とは何か、昔から酸いも甘いも知っているという人の言葉があって、そうすると家庭で教えられることには限界がある、学校に教えられることは授業の限界はなおある、そうすると地域、社会へ出て、例えば祭りや盆踊りや色々なところに出て、色々なことを経験して、泣いたりわめいたり、そして痛みも負う、そういうことで私は、抵抗力なりいじめにも対応できる能力が備わっていく、そうだとすればいわゆる雑多と言っていいかわかりませんが、判断していいかわかりませんが、色々な要素の地域の中に、お祭りぐらい大事なものはないと私は思っていて、お祭りは単なる遊びではない。自分たちが皆さん小さいときの頃を思い出してください。

色々なことを体験する、思い出が残っている、そういうことを健全育成というところから情景の上で考えて、主体性のある、積極的にあるというようにどのように育てるかということが、私は重要だと思う。

(議長)

ありがとうございました。

この4つの重点目標といいますか、その中で書いてあることプラス、いわゆる理解をしていただいて、色々な活動に「生きる力」もそうですし、また、地域の色々なお祭りとか参加して、実際の地域との繋がりを深めるとか、一応この目標を、恐らく色々な機会にこれを目にする機会があると思いますので、活用するという事だと思います。

ほかに。

(委員)

先ほどから色々とお話があったのですが、この内容の冊子、僕も何回か来ているのですが、内容的には大分煮詰まってきたと思います。

枚数もこの程度で、僕はいいのではないかなと思っております。

先ほどの内容の3ページ目のところの活動の内容がリンクしているのがわかりにくいよというところがあったのですが、それとあと4ページ目のところの電話番号の数というのを考えると、中にはQRコードとか出ているところもあるので、そういうところでQRコードを活用してもいいのかなというふうに感じました。

先ほど、保存版ということで多分枚数を増やすより、多分僕などの考えだと端の方に穴をあけてつるせるような状態の方法にした方が、ポンと置かれずに冷蔵庫にひっかけてくれるのかなとか、そうすると絶えず目の見えるところに置かれることもあるのかなという発想の転換をしてはいいかなと思います。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

活用方法、今、具体的に穴をあけて取っておくというようなご意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

活動方針について、こういうところが中身がいいですよとか。

(委員)

こちらの方は、中身はとてもいいのですけれども、配る段階で一番最後に気になったのが、無回答というのがあるのですけれども、こちらの方のところの学校は、皆さん把握できているのでしょうか。

(議長)

無回答の学校名ですか。

(委員)

学校名です。

(議長)

学校名を事務局は把握していますかというご意見ですけれども。

(事務局)

集計段階でアンケートの回答表が届いていないところも無回答となっていて、把握はしておりません。

(議長)

よろしいですか。

(委員)

せつかくつくったものを、何も回答がないというのは非常に問題だと思うのです。

だから、そこのところはしっかりとやっていただいて、意見が出てこないというところは読まれていない、配られていないとか、色々な問題が出てくると思いますので、わかる範囲で配られているか確認してもらいたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

そのようなご意見でございました。

ほかに、何か。

(委員)

この活動方針の中で、重点目標の中に幾つかハザードが出てきておりますけれども、やはりこの家庭教育は、非常にやはり重要であるというふうに幾つか記載があります。

その中で、この冊子を本当に検討されて今まで配付をされていると思いますけれども、やはり配付をする側の十分な理解をした上で、子どもたちにどうこれを伝えていく重要なものなのかということ伝えていくのか。

それから、その内容をちゃんと保護者に伝わっていくのかという伝える側もやはりこの問題が重要かなというふうに私自身も考えております。

その中で、先ほど委員からありましたとおり、この今、先月も出ましたけれども、未成年者の自殺というのが非常に多いと言われている世代の中で、SNSに相談をされる未成年者、いわゆる20歳未満の方たちが40%以上いるというふうに数値としては政府から発表されておりますけれども、そういう中でこれは非常に、重要に活用されるということが、一番最終的なゴールかなというふうに思っておりますので、学校でどういうふうに先生方が保護者の方にこの重要さを説明されてお渡ししているのかというふうなことを若干お伺いしたいというふうに思っております。

(議長)

よろしく申し上げます。

(委員)

実は、どれだけこれを活用しているかという、現状としては色々なお手紙と一緒にこれを子どもに渡して、「どうぞ家庭でご活用ください」みたいなところが現状ではないかなと思ひまして、これを見ると本当にすごくいい内容なのですね。

では、これをどうやって家庭にしっかりと読んでもらうかというのは、一つはあまり情報量が多いと読まないのです。

私はこれを見て、本当にこの3と4、5あたりがものすごく情報量があるなというふうに思ひまして、これを分けてもいいのではないかなという気が私はするのです。

例えば、保護者会資料とかでも、教員はやたら書く教員がいるわけです。

保護者会の資料は、6ページとかば一っものすごい字で書いてある、これは情報量が多過ぎるだろうと随分削らせるのですけれども、後で読めばいいだろうみたいに話を聞かずに、後でも読まないというような、そういうことになりがちなのです。

だったら、もっともっと情報量を少なくしておいて、冊子の方の話をしながら伝えるとかいうことをさせるのですが、一つは、例えば分けるとか、こちらの啓蒙的な内容と、情報的な内容を分けるとか、そういうのも一つの手かなと私は思ひますし、もう一つはこういうのを配るときに、こうやって活用してくださいという別プリントみたいなものをペロンと1枚あるだけでも、教員の方もちょっと意識して渡すことができたりとか、保護者会でちょっとトピックのような形で話ができたりとかするのではないのでしょうか。

どうしても、「はい、来ました」「はい配ってください」と学校もやってしまうものですから、そこでワンクッションあると、こういう活用ができますので、こういうふうに話しながら渡してくださいとか、私たちもそういうふうに教員に話をしていくことができるので、そういう工夫もあってもいいかなというのは思います。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いします。

(委員)

今、話があったとおりののですけれども、私は昨年まで4年間小学校で校長をしておりました。

小学校の方でもこちらの方を配付させていただいて、その中身についてはみんなでやってみようというようなことについては、おうちでやってみようねという話はしますけれども、では実際にやったかどうかというチェックは私のところではしていません。

今の話の中で例えば子どもたちに見せたい部分、それから保護者がどうしても知りたい部分ということで先ほどの委員が言ったように分けて、もし可能であれば裏表で1ページずつ、リーフレットは8ページになるぐらいに、少し広げていただいてまとめていただいたらいいなというふうに思っています。

というのは、先ほどのご意見の中にもありました。

青少年育成地区委員会、非常にいい活動をしております。

私も4年間いましたけれども、本当に色々と、潮干狩りに行ったり、みかん狩りをしたり、地区祭があったりということで、色々なところで活躍をされております。

ですので、できればこういうところに写真を入れていただいたりとか、また青少年委員の方でもジュニアリーダーの子どもたちが一生懸命活動しています。

その辺のところも入れたりということで、この辺も話題になるのかなというふうに思っております。

ですので、この2面の方のこちらの資料についても、今日たまたま東京都の方から同じような内容で、こういう小さな生徒手帳に入るようなものも配られているのです。

ですけれども、これが1冊あれば家庭に先ほどもありましたけれども、穴があいていてぶら下げていけば、これを見ればわかるというようなことで、色々な活用ができるのかなと思いますので、ぜひとも色々という点についてもお考えいただければありがたいなと思っています。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

色々のご意見をいただきましたけれども、ほかにどうしてもご意見、これだけはどういう

方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

(委員)

ありがとうございます。

それぞれ、色々なご意見等があるとは思いますが、その辺、各分野のコミュニケーションを十分取っていただいて、もうちょっとまとめて、なかなか各分野、それぞれ頑張っていると思うのですが、それを総体に把握するというのはなかなか難しい部分もあると思います。

特に、育成委員会等は教育関係に関して一生懸命勉強はしますけれども、昨今の色々な天候問題とか、体温と気温の問題でしょうか。

余り具体的な情報というのは、一般の育成委員会の方にはおりにこないと思うのですが、その辺をやはり何かお互いに情報を交換し合うようなシステムも必要ではないかと思っております。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、ほかにご意見はどうでしょうか。

それでは、ほかにご意見がないようですので、事務局の方でまとめてください。

よろしく申し上げます。

(事務局)

委員の皆様色々な青少年の健全育成にご協力いただいているお立場からの貴重な意見をありがとうございました。

本日いただきましたご意見をもとに、青少年対策連絡会で検討いたします。

資料2-4、先ほど説明いたしましたが、資料2-4をお願いいたします。

資料の2の4で、青少年問題協議会が青少年対策連絡会に本日の令和2年度の練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について諮問させていただくところでございます。

こちらの方で、検討させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、本日のご意見を踏まえて令和2年度青少年育成活動方針の素案を青少年対策連絡会で作成していただきたいと思っております。

それでは、よろしければ拍手でご承認をいただきたいと思っております。

(拍手多数)

(議長)

ありがとうございました。
それでは、次に移ります。

(議長)

報告事項2の青少年の非行・被害防止全国強調月間について、事務局で説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4により説明

(議長)

以上、事務局から報告事項について、何かご質問ありますでしょうか。

(議長)

それでは、続きまして3の子ども防犯ハンドブックの寄付受領について、事務局で説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5、資料6により説明

(議長)

ただいまの件について、何かご質問はございますでしょうか。

ないようでございますので、それではせっかくの機会ですので、区内の少年非行の動向について、光が丘警察署の少年第一係長からお話をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(委員)

失礼します。

光が丘警察署、生活安全課少年第一係長でございます。

こちらの方でお時間をいただきましたので、練馬区内の青少年の違法行為の検挙状況、補導状況について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

座ったままで失礼いたします。

まず、ご存じのとおり、練馬区内については練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の3署で扱うことになっております。

その中でも、少年犯罪検挙・補導状況というのは、他の現認に比べて非常に難しい部分

があります。

事件として取り扱う場合もあれば、事件としては送致できないですけれども、こちらの方で児童相談所で関係機関とご協力して対策をとるといったこともやっております。

具体的な数字については簡単ですが、今年の5月末の数字をちょっと持ってきました。

練馬3署の合計で言いますところの、刑法犯、特別法犯、ぐ犯の数字を見ますと、平均では64件となっております。

昨年、平成30年については116件ということで、これはマイナス52件と減っています。

続いて、補導件数についても、これはまた令和元年の5月末までの数字ですが、3署合計で360件となっております。

こちらは、平成30年の同時期については291件と、こちらについてはプラス69件、この件数については増えているという状況があります。

それぞれ、光が丘、練馬、石神井の数字について、簡単に説明させていただきますと、光が丘警察の管内での非行少年の取扱いについては23件、昨年の5月同時期ですね、こちらについては18件とプラス5件。

続いて、練馬警察の管内ですと、13件、昨年は25件で、マイナス12件となります。

石神井警察については、今年については28件、昨年度については73件、マイナス45件となっております。

これは、それぞれ各年によっても事件の取扱いの流行ではないのですけれども、例えば万引きが非常に多く流行った時期があったりですとか、一定の団体、集団がいたりして、数が増える場合もありますので、一概にこの数字が大きく増えた減ったというわけではないのですけれども、平均すると光が丘、練馬、石神井それぞれ、同じような数字の推移となっております。

こちらの非行少年の取扱いについては、刑法犯、いわゆる窃盗ですとか、傷害、暴行等の刑法犯罪です。

それ以外に特別法犯と言って、刑法犯以外、例えば迷惑防止条例違反ですとか、薬物違反というのがこちらの特別法犯の部類になります。

そのほかに、ぐ犯事案とって、犯罪には至っていないのですが、将来的に罪を犯したりとか、触法行為をするおそれがあるという少年については、ぐ犯で取り合うことがございます。

あとは、補導件数については全体的にほとんどが、8割以上が深夜徘徊といった形夜間での徘徊の補導が代表しています。

その他に、飲酒、たばこ等がありますが、全体的に深夜徘徊の件数が非常に多いのではないかなというところがございます。

件数的なものは以上なのですけれども、光が丘の方で申しわけないのですけれども、概要的には、簡単な内容を説明させていただきます。

児童相談所に書類通告ですとか身柄通告という形の件数を取り扱っております、本日現在98件、身柄通告は11件という形で児童相談所の方に通告しております。

この件数は結構多いのですけれども、全体の8割ぐらいがいわゆる夫婦げんかとか、も

しくは家庭内の暴力といった形を目撃DVの心理的虐待というもので、小さい1歳から2歳、もしくは18歳になるまでのお子さんの年齢の暴力行為ですとか、こういったトラブルという形の心的虐待での通告がほとんどであります。

ただ、それ以外の通告がないかといえそうではなくて、具体的に虐待することもありますし、自殺を起こす中学生の通告をしたものもあります。

また、サイバー補導という形で、インターネット上のいわゆる「パパ活」というものでしょうか、「パパ活」とかで補導した子どもも児童相談所の方に通告したのもございます。

また、ほかに少年相談という形で、我々日々相談を扱っているのですけれども、ここ最近、ちょっと光が丘に多くなってきたなというのが、小学校の家庭内の金品、お金ですとか物の持ち出しが増えているということで、親御さんの方から警察の方から厳しく注意してもらえないかという話が立て続けに来ているのです。

小学生の犯行も怖いかなというのが正直ありました。

また、インターネットの関係も、インターネットで知り合った男性との家出、ですとか性行為という形でいわゆる福祉犯罪の被害増になっている場合も多々ありますので、ぜひご家庭ですとか学校との関係を取り、インターネットの利用についての注意喚起を非常に厳しくしてもらっていただければと思います。

私のところでは以上でございます。

ありがとうございました。

(議長)

質問してよろしいですか。

今の件数を発表していただきましたけれども、小学生、中学生の件数というのは、今お手元に資料としてございますか。

(委員)

申しわけございません。小学生の方の区別については、私の方に今手元の資料ではございません。

申しわけありません。

(議長)

わかりました。

ほかに、ただいまお話をお伺いしましたが、ただいまの報告について何か聞きたいことがございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、そのほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

(委員)

商店街連合会としては、今、大変防犯カメラをいっぱいつけております。
防犯などにかかなり貢献しているということで、これからも商店街連合会をよろしく
お願いします。

(議長)

それでは、ほかに何かございますか。

なければ、事務局何かありますでしょうか。

(事務局)

事務局から1点ございます。
お手元の次第の一番下のところに書いております、次回の会議予定でございます。
次回の青少年問題協議会は令和2年1月21日(火)午後2時～4時、場所はこちら、同
じ会場です。
練馬区役所本庁舎20階の交流会場で開催の予定でございます。
12月にまた改めて開催通知をお送りいたしますが、予定の方をしていただければと思
います。
よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、最後の最後なのですが、何かございますでしょうか。
どうぞ。

(委員)

お時間をお借りして、少年鑑別所の広報をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(議長)

どうぞ。

(委員)

平成27年に少年鑑別所法という新たな法律が施行され、私どもは法務少年支援センター
という名称のもと、地域社会における非行・犯罪防止に寄与するために、地域の方や関係
機関からのご相談等をお受けする取組を進めております。この地域援助業務につきましては、
右肩上がりで相談等をご依頼いただく件数が増加しています。

先程、教育長さんから子育て相談が増加しているとのお話がございましたが、子ども
さんや青少年の非行・問題行動等でお困りの方がおられましたら、是非、当所の相談機能
をご活用いただくようご紹介いただきたいと思います。

当所の相談機能につきましては、リーフレット5ページ目の「ねりま青少年心理相談室」のほか、相談機関ガイドの14ページにも掲載されているところであり、今後とも積極的にご利用をお願いいたします。

なお、今週の金曜日、午前10時5分からNHKの「暮らし☆解説」という番組で、当所の地域援助業務についての放送がございますので、ご覧いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

7 閉会

(議長)

それでは、大変長時間にわたりまして、ありがとうございます。

これで、令和元年度第1回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。

ありがとうございました。